

京 都 大 学 テ ィ ー チ ン グ ・ ア シ ス タ ン ト 実 施 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 ティーチング・アシスタントは、<u>時間雇用職員(常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員)</u>とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(身分)</p> <p>第3条 ティーチング・アシスタントは、<u>時間雇用教職員</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>